

吹田市環境影響評価審査会全体会（令和3年度第1回）会議録

日時：令和3年7月7日（水）午後6時～午後8時10分

場所：メイシアター3階 レセプションホール

出席者

委員：山中会長、近藤副会長、井ノ口委員、乾委員、桑野委員、越山委員、武田委員、塚本委員、原委員、張野委員、松井委員、松本委員、宮崎委員、吉田委員、米田委員

事務局：道澤次長、小山参事、水谷主査、永井主査

危機管理室：平野室長、柴野参事

連絡調整会議：環境保全指導課 西川課長、都市計画室 渡辺参事、総務交通室 石本参事、奥村主査、公園みどり室 姫井主査

事業者：＜（仮称）吹田市藤白台5丁目計画＞

株式会社日本エスコン開発事業本部 大阪開発事業部 大阪開発1部 中田部長、商業開発部 商業開発1グループ 木下マネージャー、大阪建築企画部 大阪建築企画グループ 佐々木チーフ

株式会社IAO竹田設計 大阪第一事務所 内藤次長

株式会社KANSOテクノス 環境部 田中部長、環境アセスグループ 小西マネージャー

＜佐井寺西土地区画整理事業＞

吹田市土木部地域整備推進室 真壁理事、長室長、野上参事、山尾参事、溝口主幹、平井主幹、竹葉主査、七牟礼係員

中央復建コンサルタンツ株式会社 環境・防災系部門 松井技師長、環境・防災系部門 環境グループ 重吉プロジェクトマネージャー、塩谷サブリーダー、古谷サブリーダー

傍聴者：0名

内容：1 開会

2 [報告事項] 臨時委員の委嘱について

3 [審議事項] 吹田市環境影響評価技術指針

- (1) 技術指針改定に関する諮問
- (2) 技術指針改定内容について
- (3) 技術指針改定案の答申について

4 [審議事項]（仮称）吹田市藤白台5丁目計画

- (1) 環境影響評価書案に関する諮問
- (2) 環境まちづくり影響評価条例の手續進捗状況について
- (3) 環境影響評価書案の内容について
- (4) 住民からの意見について

5 [審議事項] 佐井寺西土地区画整理事業

- (1) 水質汚濁に関する予測・評価について

- (2) 環境影響評価審査会等からの意見と事業者の見解
- (3) 評価書案に対する審査会意見（案）について

事務局（小山参事）

本日は御多忙の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただ今より、吹田市環境影響評価審査会の開催をお願いしたいと存じます。

なお、本日の審査会は、リモートにて2名の委員に御出席いただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは審査会に入ります前に、本日の審査会委員の御出席状況でございますが、本日委嘱予定の臨時委員を含めまして16名中、15名の委員の方の御出席をいただいております。したがって、審査会開催の成立要件を満たしていることを御報告いたします。

また、議事次第を机の上に置かせていただいております。その下に、配付資料の一覧がございます。不足の資料がございましたら、随時お知らせいただきたいと思います。

それでは、ここからの進行につきましては、会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、環境影響評価審査会を開催いたします。

本日の傍聴希望につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

事務局（小山参事）

本日の傍聴希望はございませんでした。

#### <臨時委員の委嘱について>

会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

では、次第2の報告事項 臨時委員の委嘱について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（永井主査）

臨時委員の委嘱につきまして、概要と経過を御説明します。本日の議題に挙げておりますとおり、このたび吹田市では、環境影響評価に「防災」の項目を取り入れ、対象事業に応じた評価を行うよう、技術指針の改定について、審査会に諮問を行います。この改定にあたりまして、また、今後提出される案件で、この項目を御審査いただくにあたりましては、専門的な知見をお持ちの委員の御意見が必要でございます。

現在審査会では、条例の規定上限の委員を、来年6月までの任期で委嘱しております。ただし条例の規定で、若干名の臨時委員を置くことが可能ですので、関西大学 社会安全学部の越山健治教授を、新たに臨時委員に委嘱し、本日、御出席をお願いしております。

会長

それでは、越山先生、大変恐縮ですが、一言だけで結構ですので、御挨拶お願いいたします。

#### 越山委員

関西大学社会安全学部の越山と申します、よろしく申し上げます。途中からの参加になるので、前の話がよく分からない状況なんですけれども、皆さんと議論して、この審査会に貢献できるよう、頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

#### 会長

越山先生、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、次第第3の審議事項 吹田市環境影響評価技術指針の（1）技術指針改定に関する諮問と（2）その内容について、まず事務局より説明をお願いいたします。

#### 事務局（小山参事）

技術指針改定につきまして、本日、本審査会に諮問いたします。本日議案多数のため、諮問書の交付につきましては省略をさせていただきまして、会長席に諮問書を、委員の皆様のお席には諮問書の写しを配付させていただいております。

#### 事務局（永井主査）

今回の改定につきまして、改定の趣旨と内容を御説明いたします。資料1-1の別紙の方をご覧くださいでしょうか。この件につきましては、事前に資料をお送りいたしまして、御意見をお伺いしておりますので、この場では主に資料1-1と1-4で、概要を説明させていただきたいと思います。

資料1-1の図の方にありますように、環境アセスメントの条例で、環境まちづくり影響評価を掲げております本市としましては、今後のまちづくりにおいて防災の視点は欠かせない要素であると考えております。そこで、環境アセスメントにも防災の視点を加えるために今回、技術指針の改定を諮問いたします。

具体的な改定の内容ですが、図の下段にまいりまして、一番左端、まず、もともと安全として、火災や爆発の危険性についてアセスメントしていた分野を、防災・安全といたしまして、環境の要素に人為的な災害だけでなく自然災害の災害危険度、またそれに対する地域の防災力を追加することにいたします。

資料の右端にありますように、実際にどのような調査項目を追加することになるかと申し上げますと、まずは過去の災害等の状況、災害発生時の被害想定をハザードマップや地震被害の想定から、また、市が定めております地域防災計画から、避難所の状況や公共交通機関の行動計画などを調査します。そして真ん中、予測評価に関する具体的な事項ですけれども、災害危険度とその低減については、発災時にいろんな構造物や住民にできるだけ被害が発生しない強靱性を、また地域防災力とその向上につきましては、被災前後の避難や救助が円滑に実施できる応急対応ですとか、あるいは被災後に住民が在宅のまま避難生活ができる、生活が継続できる自立性などを評価して、その対策や取組を促してまいりたいと考えております。

この件につきまして、資料1-2に実際の改定案を、また新旧対照表を資料1-3につけておきますけれども、こちら量が多くなりますので、説明の方は割愛させていただきます。お送りしました資料に対しまして、資料1-4にありますように、3人の委員から御意見をいただいております。

まず、防災の項目を取り入れるにあたりましては、他の自治体等の技術指針の事例などをレビューして、評価方法の実例集を整理しておくことが望ましいという御意見に対しまして、環境アセスメントに防災の項目を取り入れた先行事例というのは、実はあまり多くありません。直近で言いますと、東京オリンピックの会場に対して東京都が実施したアセスメントは、防災という項目を取り入れております。今後はできるだけこのような事例を収集、整理いたしまして、運用にあたって活かしてまいりたいと考えております。

また、工事中に発生した自然災害に対して、あまり観点がないという御指摘もあったんですけれども、工事中の自然災害の対策は既に国交省等が定めた基準等がございますので、今回のアセスメントにおける防災項目では、事業実施後の地域防災に与える影響を評価してまいりたいというふうに考えております。

また、ハザードマップと併せて、避難経路や避難場所の状況も調査したほうが良いということですが、これはまさに地域防災の要と思います。それにつきましては、吹田市が定める地域防災計画の中に記載がございますので、まずそれを調査しまして、その計画に与える影響を評価するという形で、アセスメントを行っていきたいと考えております。

会長

ただいま事務局の方から御説明いただきましたけれども、何か御意見、あるいは御質問がありましたら、お願いいたします。

これまでアセスメントには防災の視点というのは入ってなかったんですけれども、今の御説明のとおり、今回はそれを入れようということになっております。

A委員

ちょっとよくわからなかったのは、災害を受ける側なのか、引き起こす、あるいは拡大させる側なのか、そこがよくわからなかった。今の御説明聞いてますと、この施設があることによって、ハザードマップならハザードマップの中にその施設があるという、また被害を受ける側のイメージが強いんですけれども、その施設があることによって災害をひどくするとか、拡大要因、災害の拡大要因になっていくという。そういう観点がありませんように思ったんですけれども。それは対象外と考えてよろしいでしょうか。

さきほど、工事については対象外という話になったように、供用後も施設があることによって災害を大きくしてしまったというのは、対象外だという理解でよろしいでしょうか。

会長

そのあたりは、いかがでしょうか。

事務局（永井主査）

そちらは、対象としていきたいと考えております。例えば万博エリアで予定されているアリーナみたいなものが供用になった時に、たくさんの方が集まっている状態で災害が起こった時に、どのような避難経路があるか、どのような被災状況が考えられて避難の対策があるかというところもアセスメントしていきたいというふうに考えておりますので、そちらは対象というふうに考えております。

#### A委員

ちょっとニュアンスが違いまして、それはあくまでも施設において何か災害が発生した時に、災害を受ける側ですね。そうじゃなくて、その施設があることによって、なにか災害を大きくしてしまう。

例えば、このあいだの熱海の問題なんかですと、メガソーラー作ったからあれが引き起こしたんだとか、ほんとかウソか知りませんがそんな話が流れてますけど。あの手のように、その施設をまずいところに作ったために、土砂が流れるのを大きくしてしまったとか、そういうのが有り得るわけです。それは、僕は対象外にすべきだと、個人的には外の話は対象外にすべきだと思うんですけども、そこまで入れるのかどうなのかという話なんですけれども。

#### 事務局（小山参事）

対象外にすべきとお考えとのことですが、資料1-1の別紙、パワーポイントの図をご覧くださいと思います。

こちらの左隅、環境要素の追加というのがございまして、防災という要素を、大きく災害危険度と地域防災力というものに分けております。災害危険度というものが、今、先生がおっしゃいました、災害に際してこの施設が、その危険性を高めないかということをご想定しております。従いまして、この災害危険度については低減する方向での対策を進めていただきたい。一方、それを受け止めるといいますか、地域防災力につきましては向上をしていただきたい。そのように考えて、環境要素及びそれに伴う具体的事項というのは設定しているつもりでございます。

#### A委員

なんで外しておく方がいいかというのと、被害を受ける側については、それを軽減するような対策というのを考えるのはこのアセスの範囲内で可能だと思うんですけども、いったん事が起こった時に拡大要因として働くというのは、かなりその災害が、例えば雨だったら雨でいいんですけども、10年に1回なのか50年に1回なのか100年に1回なのかで全然違うと思うんですね。そこまでのものを入れて、このアセスの範囲の中で議論するだけのことが可能なのかと。そういう発想なんですけれども。

だから、もしやるんでしたら、なにか災害のことをハザードマップ等々の関係で、その施設を利用していた人たちがうまく逃げられる、あるいはその施設があったために避難所として機能するとかね。そういうイメージで考えるとしたら、この範囲の中でいいと思うんですけども。この施設があることによって災害を拡大するというのは、えらい難しい立てつけだと思いますので。ですからそう意味では、もう最初から外すんですよというこ

とをはっきりさせたいほうがいいかなってというのは、これは個人的な意見ですが、そう思いました。

会長

私もこの分野は専門というわけではないですが。どうなのでしょう、災害危険度を低減するという観点で、先ほど先生がおっしゃった太陽光パネルなんかも、例えばそれらを大規模に作る場合に、それが原因で周辺の大雨の時の山崩れが、予測まではできないにしても配慮するという事は、その計画の中でやってくださいねと。そういう感じかなと、今お話聞いていて思ったんですけども、どうなのでしょう。

B委員

1番のコメントを出して、レジリエンスとか、いわゆるリスク管理の分野で使われている言葉をちゃんと整理したうえで、今回の技術指針と対応していることを確認しましょうというのがメインメッセージで。

今の話もそうなんですけれども、普通リスク管理の世界だと危険源というハザードがあって、それに曝露する量、受け手側の曝露する量があって、かつその曝露した中でも脆弱性、ヴァルナビリティが高いところから危険事象が発生するというふうに、基本的にはその3回転で流れている上で、今A委員がおっしゃったのは、この施設、対象とする、評価対象の施設がハザードになる時と、どこぞの外のハザードを受けて曝露して、脆弱性をもってダメージを受ける側になる時と、両方があるということですよ。

アセスの方は、ダメージを最小化するような方向のアセスっていうのは、比較的やりやすいと思うんですけど、大ごとがあって、外から波及効果があってその施設が危険源になるところまでも想定するかどうか問題ですよ。

僕は、想定ぐらいいはしたほうがいい気もするんで、そのへん御整理くださいということで、追加コメントでした。

事務局（小山参事）

もちろん、非現実的な影響評価を事業者に課すことには問題があると思います。ただ、やはり事業によって災害が加速するといったことは、ある程度は対策できるのではないかと考えています。そこについては専門家の御意見を聞きながら、進めていきたいと思えます。

技術指針の改定案といたしましては、災害危険度というところは入れさせていただいて、その中で環境影響評価の内容は事業者が選定し、事務局及び審査会でそれを審査するというようになっておりますので、そこで現実的な評価をしていただくというふうにさせていただければと存じます。

B委員

ですので、たぶん評価事例が具体的にありたいと思います。ハザード源としてみなされるものの評価事例、例えばこんな評価をしますよ、危険、ダメージを受ける側だとしたら、というのがあると、すごくいいと思います。

会長

A委員、いかがでしょうか。そういうことで、どの程度までというような話はあるかと思  
いますし、どこまで現実的にということもあるかと思いますが。方向性として、こういう  
ことも考えていきたいということです。

C委員、なにかコメントがあれば。

C委員

この技術指針の相談に来られたのと同じというか、きっかけになった話なんですけれど  
も、いろいろあって、やり始めると大変だというのはそのとおりでして。どこまで踏み込  
んでいくかというところが、すごくいろいろ難しくなるし、この環境アセスの技術指針の  
中でどう位置づけるのかという話もしたんですが。吹田市の防災の話の中で、吹田市の防  
災計画に関係するところを当たっていけばいいんじゃないかっていう議論を、市の方とは  
しまして。では、それをしたらハザードマップでして。吹田市がどれくらいのハザードを  
想定してハザードマップ描いているかは吹田市が持っていますので、そのハザードで何か影  
響要因があるのであれば、それはきちっと対処してくださいねと。それが例えば1時間50mm  
の雨なのか100mmの雨なのかは吹田市が決めているので、その状況でハザードマップにも  
影響しそうなものであれば、それはきちっと考えてください。逆に吹田市も考えないとい  
けない。ハザードマップも変えていかないと。ということは、きちっとこのアセスでやっ  
たらどうかという話と。

また、曝露される側ですね、被害を受ける側。そこは地域防災計画として関係してくる  
ので、地域防災計画にどのような影響を及ぼすのかは、その中で吹田市がどういうこ  
とをしていくのかというのを含めて、その施設側と影響評価をしていくと。それが、防災  
の話というのはたぶん、施設側、業者側だけの話じゃなくて、吹田市が持っている計画と  
の整合性をつけていくという評価になっていくと思います。

会長

御意見ありがとうございました。

それでは審議の方を終わらせていただきまして。資料1-2でございますが、こちらが  
改定案になっておりますので、ページ数が多いので、全部ここで見る時間はないんですけ  
れども、これをもちまして答申ということにさせていただければと思います。

次は、今後の改定までの段取りにつきまして、事務局から説明お願いいたします。

事務局（永井主査）

吹田市民の意見の提出に関する条例では、本技術指針のような行政指導指針につきまし  
ては、30日間以上のパブリックコメント募集の手続が、変更にあたりましては必要となっ  
ております。

本日答申いただきました案を、今月9日より8月10日までの期間、パブリックコメント  
を募集し、その後、改定の手続を行いまして、8月中旬以降、運用を開始したいと考えて  
おります。

会長

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。越山先生におかれましては、今後のアセス審査の参考に、引き続き議事を、お時間よろしければお聞きいただければ幸いです。

#### < (仮称) 吹田市藤白台5丁目計画 >

会長

では、議事の5番に移ります。新たに説明を行う事業者の入室をお願いいたします。

(事業者入室)

会長

それでは、次第4の審議事項、(仮称)吹田市藤白台5丁目計画の(1)、環境影響評価書案に関する諮問について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局(小山参事)

本事業は、事業者代表である株式会社日本エスコンから令和3年6月4日付けで環境影響評価書案が提出されたため、本日、本審査会へ諮問いたします。

会長席に諮問書を、委員の皆様のお席には諮問書の写しを配布させていただいております。それでは、御手元にございます評価書案の内容を御審議いただき、科学的な見地からの御意見を賜りますようお願い申し上げます。なお、御手元、評価書案のない方は事務局までお申しつけ下さい。

会長

それでは、(仮称)吹田市藤白台5丁目計画について審査の諮問を受けました。委員の皆様のお審議をよろしくをお願いいたします。本案件に関する評価書案の審議は、本日が初めてとなりますので、事務局から審議の流れと審議事項につきまして説明をお願いいたします。

事務局(永井主査)

審議の流れと審議事項について説明させていただきます。

まず本日、事業者から評価書案の説明を受けますので、この場で御審議をお願いいたします。その後、さらに審議を深めるべきと、新たに審査が必要と感じられた点などがございましたら、後日文書にて御意見・御質問を募集いたしますので、その際に御提出いただければと思います。各委員から御提出いただいた御意見等については、事業者から回答を得て、次回の審査会の審議資料とさせていただきます。そして次回の審査会以降に、事務局にて審査会意見案を作成する予定としております。意見案は、審査会での審議を経て、



審査会意見として答申いただき、それをもとに作成した市長意見書を事業者に示し、万全の環境配慮をしていただくよう、手続きを進める予定としております。

また、審議事項につきましては、主に評価書案の10章「環境取組の内容」、12章「環境影響評価の結果」、13章「事後調査の実施に関する事項」を考えております。

なお、手続きの進捗状況につきましては、資料2-1を御参照ください。現在、ちょうど紙面の真ん中あたりにあります指差しマークのところが、現在位置になっております。

会長

資料2-1をご覧ください。7月7日と書いてあるところがございますね。

続きまして、(3)評価書案の内容につきまして、事業者より御説明をお願いいたします。

株式会社日本エスコン

本件につきましては、令和2年4月に提案書を提出し、地域の方々からたくさんの御意見をいただくとともに、審査会にて御審議いただき、令和3年1月に審査書をいただきました。

このたび、事業者におきましては、それらの御意見を踏まえ、計画内容の見直し等を行い、作成した評価書案について御審議いただきたいと思っております。

本日は、評価書案の御説明をさせていただきますとともに、6月26日に開催いたしました意見交換会での意見と事業者回答についても御説明させていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

株式会社KANSOテクノス

評価書案につきまして、私の方から説明させていただきます。御手元の資料、評価書案につきましては、かなり分量がありますので、早足かつかいつまんでの御説明になりますことを御了承ください。

それでは、まず事業計画の概要と提案書からの変更点について御説明させていただきます。

まず、本事業は国立循環器病研究センター跡地において、集合住宅、戸建て住宅、サービス付き高齢者向け住宅及び商業施設を建設する計画としております。今回の開発事業を行うにあたって、SDGsの具現化のために情報のデジタル化やIoTなどの先進的な取組を導入し、スマートタウンとしての基盤を構築するものとしております。

会長

何ページを見たら良いですか。

株式会社KANSOテクノス

評価書案3-3頁の事業計画の概要に、今、申し上げた内容が記載されております。

次に、3-6頁、3-7頁をご覧ください。

本事業による土地利用及び施設配置計画につきましては、提案書時に頂いた皆さんの御意見、また、審査会の審議内容等を踏まえまして再検討を行いました。事業による周辺環境への影響を軽減するために土地利用、施設や道路配置などの計画を変更しております。提案書の審査会においても、簡単に事業計画の変更について御報告させていただいております。同じ内容もございますけれども、3-6、3-7頁をご覧いただきたいと思っております。

3-7頁に提案書からの主な変更点を①から⑨まで記載しております。

まず①ですけれども、提案書時点では、事業計画地からの出入りが市道藤白台1号線、計画地の西側で、図面と言いますと向かって左側の事業計画地に隣接している道路、これが藤白台1号線になります。こちらへの出入りが事業計画地から3か所と提案書時には予定しておりました。これに対して、今回の計画では、①で示した1か所のみとしております。またこの1か所につきましてもバリカーなどを設置し、緊急車両のみ通行可、一般車両は通れない状態とする計画としております。

それから②ですけれども、集合住宅AとBの間に車両通路を接続しております。それから、集合住宅Bに出車専用通路を設置することにしております。これにより、集合住宅からの車両の流れを事業計画地内でスムーズに行う計画としております。

④につきましては、集合住宅の駐車場について、当初、平面駐車場と機械式駐車場を予定しておりましたが、これにつきましては、平面駐車場と自走式駐車場に変更します。

それから、⑤は集合住宅Aの共用棟で、認可保育園も含んでおりますけれども、こちらの位置を変更しております。

⑥の集合住宅Bのごみ置き場ですけれども、当初、図面に向かって左側、もう少し西寄りにはありましたが、これにつきましては西側から離隔をとる位置に変更しております。それから、⑦、サービス付き高齢者向け住宅の位置は、提案書時点では、向かって右側、北千里高校よりの千里けやき通り沿いに配置していましたが、これを西側、向かって左側に変更しております。これに伴いまして、⑧と⑨になりますけれども、店舗用地が縮小されまして、戸建ての面積が増えています。そして戸建ての戸数が62戸になりましたので⑨の集会所用地を追加しているという形になります。

それから、こちらには記載していませんが、公園を西側に配置してほしいという地域の方々の御意見をいただいておりますけれども、これにつきましては、西側の緑地に関して子供さんが遊べるプレイロット等を配置する計画としております。

提案書時の計画につきましては、本当に多くの御意見をいただいております、評価書案の5-1、5-2頁、こちらの方が地元の方等からいただいている質問書、それから、6-1から6-7頁が意見交換会での御意見、そして7-1から7-9頁までが意見書でいただいた御意見という形になっております。意見交換会と質問書に対する事業者回答につきましては、その当時返させていただいた回答から変更になっておりまして、今回の計画変更等に基づいた回答となっております。いただいた御意見のほとんどに関しましては、今回の計画の変更が事業者の回答となっております。

続きまして、3-8頁に施設概要を入れておりますけれども、こちらのほうは、まず集合住宅Aにつきまして、提案書時には計画戸数267戸であったものが、254戸、駐車場台数は、267台だったものが256台、集合住宅Bでは、計画戸数397戸を389戸、駐車場台数397台を389台と変更しております。それから、先ほども申し上げましたけれども、集合住宅Aにおい

て共用棟2階部分に保育所を設置する計画としておりまして、こちらは、吹田市の認可保育園となる予定になっております。

それから、評価書案の3-19頁、こちらに店舗の配置を掲載しております。こちらにつきましても、面積が縮小したこともあって、棟数等が減っております。店舗の内容はまだ決定しておりませんが、今の時点では飲食、ドラッグストア、カフェ、スーパーマーケットのほか、クリニックモールを検討しております。

続きまして、供用後の交通計画ですが、3-22、3-23頁をご覧ください。先ほどの計画変更の説明と同じになりますけれども、藤白台1号線への車両の出入りはなしとしまして、事業計画地からは、千里けやき通りに向かって2か所の接続とすることにしております。そのうち、向かって右側、東側の接続部につきましては、現在も信号がありまして、こちらの方で右折入出庫を行います。左側の接続部につきましては、左折入出庫のみといたします。

続きまして、3-24頁ですが、こちらに工事計画を記載しております。こちらに記載したとおり、最初に造成工事を行った後、集合住宅、戸建て住宅、商業施設、サービス付き高齢者向け住宅の建築工事を行います。全体の工期は約4年6か月を予定しております。工事車両ルートにつきましては、3-26頁にあります。先ほど通らないと言っておりました西側の道路、藤白台1号線の利用を予定しておりますけれども、これにつきましては、どうしても藤白台1号線沿いの工事等のこともありまして、工事期間の一時期は藤白台1号線を通行せざるを得ない時期がありますので、その際には、近隣住宅の方々と十分打ち合わせをしたうえで、実施するというので、させていただきたいと思っております。

以上が事業計画の内容の説明となります。

次に4-1頁、本事業における環境取組方針を記載しております。こちらのほうは、基本的には提案書と同様となっております。今回評価書案を作成するにあたって、追加させていただいた内容としましては、一番下の項目になりますけれども、地域の災害時における安全安心機能を高める計画という項目におきまして、事業計画地内の主要道路での一部無電柱化を実施することとしております。

続きまして、調査、予測、評価の方法ですけれども、11-3頁をご覧ください。11-3頁に記載のとおり、今回いろいろ御意見をいただいたうえで、調査の項目等を変更しております。提案書時には除外項目でした「交通混雑、交通安全」の「歩行者の往来」と「文化遺産」については今回選定項目として予測評価を行っております。「土壌汚染」につきましては、提案書審査会でも御報告させていただきましたけれども、開発工事開始までに土壌汚染対策工事が終了することから除外させていただいております。また、施設の供用による「振動」と「低周波音」につきましては発生源に該当する設備がないことから除外項目とさせていただいております。

また、調査・予測・評価の中の交通混雑調査地点につきましては3地点から5地点に変更しております。こちらのほうにつきましては、評価書案11-15頁に5交差点で行うと記載しております。それから、調査の時期、頻度につきましては、提案書には平日、休日の2日とさせていただいておりましたが、こちらに土曜日を加えて、平日、土曜、休日で調査をさせていただいております。なお、調査時間につきましては、提案書時には6時から22時としておりましたが、6時から23時に変更しております。

続きまして、調査予測評価の結果について御説明させていただきます。

まず12-1 温室効果ガス、エネルギーの結果についてです。12-1-9, 10頁において先進的な取組事例について整理を行っております。供用後の温室効果ガスの削減量につきましては、12-1-12頁、こちらのほうに記載の設備になるんですけれども、事業者が設備として設置する照明、給湯器、空調機について検討を行っております。削減量につきましては12-1-14頁に記載しておりますけれども、36.8%が削減されると予測されております。また、集合住宅の屋上には太陽光パネルを設置する計画としておりまして、こちらも含んだものとなっております。それに加えて、建物の断熱性能を向上させるなどエネルギー負荷などを抑制し、さらに二酸化炭素の排出量を削減する計画としております。

施設関連車両の走行に関しましては、事業計画地内道路を走行する車輛の燃料消費量から二酸化炭素の排出量を予測しております。これによりますと、二酸化炭素の排出量は年間344.9トンと予測しておりますが、これはガソリン車または軽油使用車としておりますので、対策としましては、EVカーシェアリングの導入や集合住宅駐車場でEV充電器の設置、シェアサイクルの導入などにより削減することとしております。

続きまして、12-2 廃棄物の結果ですが、工事にかかる廃棄物につきましては、12-2-7頁に工事の実施による廃棄物発生量、残土発生量を記載しております。削減対策につきましては12-2-8頁に記載しておりますが、掘削土は、これよりさらに場内埋め戻し土として利用したりして、できる限り削減に努めるなどを実施して、減らしていくこととしております。

施設の供用による廃棄物は12-2-10頁に記載しています。削減対策は12-2-11頁に記載しておりますが、ごみ分別の徹底、マイバッグ利用、店舗などでの廃棄物発生抑制の呼びかけなどを行っていきたくと思っております。

大気汚染の結果につきましては12-3-1頁以降になっております。

事業計画地に近い大気測定局は吹田市北消防局となりますが、予測に利用する風向・風速データにつきましては、有効測定日が少なかったということから、北消防局の気象条件は利用せず、事業計画地の東約5kmに位置する耳原小学校における風向・風速データを使用しております。

建設機械の稼働による予測、工事車両の走行による予測、施設の供用による予測、施設関連車両の走行による予測、大気汚染に関しましては全ての地点で、吹田市の目標値及び環境基準を下回ると結果となっております。

続きまして、悪臭の結果ですが、12-4-4頁を見ていただきますと、建築工事においては、「悪臭防止法」に定める悪臭物質を使用しない、アスファルトの溶解温度管理を実施するなどの取組を実施することから、工事の実施により発生する悪臭はほとんどないと予測しております。

ヒートアイランドについてですけれども、12-5-11頁を見ていただきまして、こちらに予測条件を記載しております。アメダスデータの過去5年、2015年から2019年の最高気温、37.9℃が観測された日の風向・風速データ等を使って解析を実施しております。その際の計画建物等の配置モデル図としましては、図12-5-5、12-5-11頁の方に記載しておりますとおりになっております。これに対して、12-5-12頁、12-5-13頁を見ていただきますと、12-5-13頁の上の図の方が、計画建物に対しての対策前の状態となっております。下の図の方

が対策実施後となりまして、対策前と比べて緑地の拡大、透水性舗装、遮熱性舗装などの対策を入れておりまして、これをもとに予測した結果、12-5-14、12-5-15頁に示しております結果となっております。12-5-15頁の上の図が対策前の結果、下の図が対策後の状況となっております。上の段の対策前をみていただきますと、商業エリアのあたり、それから信号がある交差点への道路あたりが非常に高い温度となる結果がでておりましたので、このあたりを解消するために、緑化ブロックと透水性舗装などを検討しております。それに加えて、今後も高効率の空調機器やLED照明器具の採用、断熱性能の向上など、施設からの人工排熱による影響についても、できる限り低減していこうというふうに考えております。

12-5-18頁、施設関連車両のヒートアイランド対策ですが、こちらにつきましては、EVカーシェアリングやシェアサイクルの導入などにより、施設関連車両の走行による排熱量をできる限り軽減する計画としております。

続きまして、騒音の結果です。騒音は、12-6-1頁から記載しております。騒音につきましては、令和2年の6月と9月に調査を実施しております。12-6-3頁に一般環境騒音の調査結果を記載しております。この中で、環境2の休日夜間と環境3の休日夜間の調査結果が、夜間の環境基準を上回っている結果となっております。12-6-2頁に環境1～3の調査地点を記載しておりますが、環境2と3につきまして、調査をしたところが法面草地になっておりました。休日調査日の9月時点で夜間の虫の声が多くとれてしまいまして、少し環境基準を上回る結果となっております。

工事中の建設機械等の稼働による騒音につきましては、12-6-13頁に結果を記載しております。事業計画地敷地境界での到達騒音レベルは、最大で79デシベルと予測されておりました、特定建設作業にかかる騒音の規制基準値、85デシベルを下回る結果となっております。

工事用車両の走行により発生する騒音につきましては、12-6-21頁に予測結果を記載しております。こちらにつきましても全ての地点で環境基準値・吹田市の目標値を下回る結果となっております。

施設の供用につきましては、12-6-29頁に施設供用時の設備の騒音源を記載しております。施設の騒音源としまして、空調室外機と給湯器及び供用後の駐車場利用の車両を想定しております。この予測結果は、12-6-30頁に示すとおりとなっております、先ほど申し上げた環境2及び環境3の休日の夜間以外において、すべての地点で環境基準を下回っているという結果となっております。

続きまして、施設関連車両の騒音についてです。こちらのほうも、調査は12-6-34頁に記載している、交通1，2，3の3地点について記録を行っております。予測結果は12-6-38頁になりますけれども、予測結果で施設関連車両による増分が多くなっているのが、交通2の休日昼間、2.6デシベルというのが一番大きいものとなっておりますが、いずれの地点につきましても、これを加えても環境基準や吹田市の目標値を下回っている結果となっております。

振動につきましては12-7になります。こちら騒音と同じで、12-7-11頁に建設機械等の稼働による予測の結果を記載しております。最大で72デシベルと予測されておりました、特定建設作業にかかる振動の規制基準値、75デシベルを下回っております。

工事用車両及び施設関連車両の走行により発生する振動につきましても予測の結果はすべて要請限度を下回る結果となっております。

動物、植物、生態系、緑化は、まとめて説明させていただきます。動物につきましては重要種が何種類か確認されています。全て事業計画地外での確認となっております。12-8-14頁、12-8-15頁に重要種の確認状況を記載しております。鳥類、昆虫類、魚類、底生生物など確認されておりますが、全て事業計画外での確認となっております。植物につきましても、12-9-8頁、こちらのほうに記載しておりますノシランとギンランが重要種として確認されておりますが、こちらも事業計画地外での確認となっております。生態系につきましては、典型性の注目種としてシジュウカラ、コナラーアベマキ群落というものを選んでおります。これにつきましても、基本的には事業計画地外を広く利用しているということで影響は少ないとしております。緑化につきましては、12-11-8頁、12-11-9頁に緑化の配置図を記載しております。ご覧のとおり、出来る限り緑化をする。それから植栽種につきましては、12-11-10頁のほうに植栽候補種をのせておりますけれども、基本的には潜在自然植生として残っているもの、それから現地で確認された種など、これらを中心に選ぶこととしております。

景観についてですが、箕面市側からも景観調査地点を選定すべきとの御意見もありまして、12-13-2頁に13地点の候補地点を挙げて、調査を実施しておりますが、住宅地街ということもありまして、ほとんど眺望がとれないということになりました。最終的には、12-13-9頁に示す5地点からのモニタージュを作成しております。モニタージュの結果につきましては、12-13-11頁から12-13-15頁までに示しております。12-13-15頁は、箕面市の箕面東公園からの眺望になりますが、少し遠くて、ほとんど見えていない状態となっております。こちらにつきましても、ほとんど影響はないと考えております。計画建物が出現しますので、若干、景観への影響というのは与えるかもしれませんが、集合住宅につきましては、できるだけ変化をつけた建築物になるように、周辺と調和するような色彩等となるよう計画されております。また、景観につきましては、この後、VRと景観についての資料での説明をさせていただきます。

12-14の日照障害につきましても、事業による影響はないとなっております。12-15のテレビ受信障害につきましては、周辺にあまり住宅がないということと、ほとんどが対策済のエリアであるということもありますので、影響はないということになっております。もしも何か、この事業によって影響がある場合は、迅速に原因調査を実施し、対策を取ることにしております。

文化遺産につきましては、周辺には文化遺産等は確認されておられませんので、工事の影響はないと考えておりますが、これにつきましては万が一、埋蔵文化財等が出た場合には吹田市教育委員会等と相談のうえ、適切な処置をしたいと思っております。

続きまして、12-17安全につきましても、周辺住民に対して安全性への影響はなく、将来的には、緊急、災害時の安全確保の場として事業計画地が利用できるよになると予測されます。また、集合住宅屋上に設置する太陽光発電による電力を災害時に利用するなどの対応を検討中です。

コミュニティにつきましては、工事中はフェンスの設置などを行い、安全確保に努めることから影響はありません。また、供用後につきまして、本事業の実施により生じる児童

数・生徒数の増加については、本事業による住戸供給を段階的に実施することにより急激な児童数増加防止に努めることとしております。

交通混雑につきましては、工事用車両による影響につきましては、全ての地点において交差点需要率は0.9を下回っております。12-19-10頁に工事用車両による交差点需要率の予測結果を記載しております。こちらを見ていただきますと、交差点需要率にはそれほど大きな増加はないという形になっております。

施設関連車両の走行につきましては、12-19-13頁で発生集中台数を計算しております。これを現状の台数に加えて予測を行っております。こちらの結果につきましても、12-19-20頁に交差点解析結果を記載しておりますけれども、若干、交差点需要率は上がるものの、0.9を下回っていることから、交通処理上問題ないと予測されます。

交通安全についてですが、12-20-2頁に周辺道路の歩道及び横断歩道の設置状況等について記載しております。これに基づいて、供用後の人口の増加及び歩行者の往来による検討を行っていますが、増加の予測結果は12-20-9頁に平日の増加、12-20-10頁に休日の歩行者の増加数について示しております。この増加数に対してサービス水準を予測したところ、平日、休日ともに7時台の歩行者数が多いのですが、最も多い平日7時台の1,314人の場合、主要なルートとなる北千里駅に向かう歩道において、3m区間で8人、6m区間で4人となり、自由歩行が可能という結果になります。

以上が調査、予測、評価の結果となります。

事後調査につきましては、13-5頁をみていただきますと、工事中につきましては、騒音と振動について敷地境界にて工事ピーク時に、それから存在及び供用後につきましては、景観、交通混雑、交通安全の歩行者の通行量について調査を実施する計画としております。簡単ですが、以上が評価書案の説明になります。

先ほど申しあげましたとおり、お手元の景観に関するコンセプト資料について御説明させていただきます。資料はA3になりますが、これは、前回の提案書の審査会において、集合住宅が長大な壁面となり圧迫感があるのではないかと御意見をいただきましたので、どういうコンセプトで作るか、というのをもう1回見直しまして作った資料となっております。1ページ目をご覧ください。まず長大な壁面を分節しようということで、図面の赤い破線囲みの部分について、完全に分断してはありませんが、分節して見えるようにしております。それから千里緑地との調和を意識したデザインを行う、単調さを出さない遠景、近景で変化をつけたデザインで歩いて楽しいまちづくりをしようということにしています。次に2頁です。事業計画地の背後に山並みが見えますので、こういう形でちょっと同期するような、そういうものを使っていこうと、そして千里緑地との調和を意識しましょう、単調にならぬようにしましょうということで、その結果が3頁に示すデザインになります。そして、これに色彩を加えたものが4頁となっております。さらに細かい仕様、バルコニーのデザインなどについては、5頁のようになります。それから6頁に歩道のデザイン、ベンチの配置や植栽のデザインを示しております。それから、集合住宅の色彩設定については7頁に示しております。また、評価書案に示した景観のモニタージュは中遠景が多く、近景がありませんでしたので、パースになりますが、千里けやき通りからの近景を最後の頁にのせています。①が北千里高校前、②が藤白台1号線付近、③が中央からの景観です。これらについて前方のVR、動画をご覧ください。

(VR動画の提示)

株式会社IAO竹田設計

こちらが、けやき通りから見るところで、ずっと西から東側へ動いていきます。こちらは信号のある交差点からマンションの方を見たVRであります。北千里駅の方へ向かって進んでいきまして、北千里高校の正門あたりから見たVRになります。こちら、先ほどの信号から千里緑地、集合住宅のほうに進んでいったVRになっております。両サイドに戸建てが立ち並んで、右手の方に提供公園がある位置になります。こちらは東側の提供公園を見たところになります。こちらは、集合住宅の出入口になります。こちらが西側の住宅。右側がA敷地、左側がB敷地となっております。敷地は4つ。千里緑地の方に向かいます。こちら左手が一段上、広場になります。近隣の方も入ってこられる。右手が集合住宅Aの敷地。ずっと上がって正面が自走式駐車場が見えています。左手が、1階部分マンションの共用部、2階部分が保育所となっております。またセンターに戻ってまいりまして、千里緑地に向いて登って行っているところです。こちらは近隣から要望がありまして、敷地内の通路をつなげたものになります。右手が千里緑地となっております。B敷地の右手の駐車場、で、ずっと南に向かって動いていきます。こちらがB敷地のエントランス、右手が自走式駐車場となっております。徐々に下がってまいりまして、正面のB敷地の南の棟の北側を走る。左手に自転車置き場、右手が自走式駐車場となっております。こちらがBのエントランスの中となっております。今、ずっと西の方に向かってまいりまして、藤白台5丁目の戸建ての敷地になります。こちらが車路を変更したところです。こちらで東の方へ出たところになります。ここから藤白台中央線をずっと南側へ下ってまいりまして、戸建て住宅と、右手に老健施設、その手前に集合住宅が見えるような形になっております。

会長

続きまして、(4)の住民等の意見について、御説明をいただければと思います。なお、評価書案についての質疑につきましては(4)のあとに合わせて時間をとりたいと思います。

事務局(永井主査)

資料2-3をご覧ください。

まず、住民等の意見についてですけれども、こちらの評価書案、令和3年6月11日に告示をしましたので、そこから7月26日までが意見書を提出する期間となっております。また、事業者に対する質問書につきましても7月26日まで受付をする予定ですが、7月7日現在で、1通もできておりません。質問書につきましても1通も出てきておりません。

評価書案の意見交換会につきましては、条例では1回行うこととなっておりますが、コロナの感染拡大予防のために人数を制限した関係で、午前と午後の2部制に分けて行いました。6月26日です。午前の部につきましては、B委員の司会進行で、午後の部につきましてはD委員の司会進行で行いました。住民の参加は、午前中は20人、午後は19人の御出席が



ありまして、発言されたのは、午前中は8名、午後は9名、合計17名の方が発言されました。

では具体的な発言の内容につきましては、事業者の方から説明していただきたいと思えます。

#### 株式会社KANSOテクノス

御手元資料が意見概要と事業者回答となっております。資料2-3の、吹田市から説明があったものの2ページ以降となります。

まず意見としてありましたのは、バリカーについてです。西側道路に出ないためのバリカー設置は確実に実施してほしい、そして緊急車両は通れるようにしてほしい、という意見が、午前、午後ともにでていました。それから、もう一つ交通関係になるんですが、現在信号のある交差点について、右折用の矢印信号や右折レーンを設置、延長してもらいたいという御意見が、午前、午後ともにでていました。それから、現在、運行中のバスが、通勤通学時間帯に乗客が非常に多いのでバス会社と協議をして何とかならないかという御意見いただきました。また、千里けやき通り沿いの事業計画地沿いの歩道について、先ほどのバスの話とも関連しますが、人がバス停で待っている時に、歩道を自転車で走られると非常に危ない、例えば、待機場所を広くする、歩道を広くするといった対応はできないのか、という御意見を頂いております。

また、資料2-3②の資料をご覧ください。これが、西側の敷地境界の、解体前の写真になりますが、ブロックやフェンスの状況になります。この部分のしつらえがどう変わるのかにつきまして、多くの御意見をいただきました。ここに木を植栽してもらいたい、塀やフェンスを設置してもらいたいなど、様々な意見がありますが、ここについては関心が高い点となっております。それから、交差点交通量について、需要率で予測しております。これが現状、意見交換会を実施した土曜日の午後のように非常に混雑する時間帯があるにもかかわらず、需要率で示されると混雑していないように示されており、実態と合っていない、実態が反映できていないのではないかと、という御意見をいただきました。これにつきましては、資料がまだ間に合っていないのですが、土曜日にも現地調査を実施しており、現在、土曜日について、データを見直しているところです。評価書案では、各調査日の車両台数としましては、平成30年に実施した調査結果の方が多傾向がありましたので、なおかつコロナの影響も受けていない標準的な状況ということもあり、平成30年の調査結果での需要率をだしているんですけども、たくさん御意見いただきましたので、今、渋滞長についてもう1回データを見直しているところになります。こちらにつきましては解析を見直して、結果を次回審査会にて御報告させていただきます。

また、バスにつきましては、意見交換会後に事業者がバス会社と協議を開始しており、今後協議を続けていくという話となっております。また右折信号及びレーンにつきましても関係機関と協議を始めており、回答はまだいただいてなくて、人も増えることだし、今後協議を続けていきたいと思いますという話となっております。

北千里高校の屋上プールの見え方についても御意見をいただいております。高校ときちんと協議をしているのかという御意見いただきました。これにつきましても、今週中にお

伺いし、今後の工事のこともありますので、それも含めて、今後、協議が開始される予定です。主だった意見は以上です。

会長

それでは、意見交換会の午前の部に進行管理責任者として御出席いただきましたB委員の方から、意見交換会の様子など御報告いただきます。

B委員

午前の部の論点は大きくは二つで、西と南の交通問題、それがひとつと、もう一つは北千里高校をはじめとした周辺住民との対話を深めてほしいというのが論点二つになります。中立的な立場で参加した進行役の所感なんですけど、事業者の方が前回の初期案からずいぶん改善点がいろんな形で図られていて、それから更に当日良かったのが、先ほどの資料2-3②にありましたフェンスですね、現地の方々、このフェンスが非常に重要だという地域の知恵というものを意見交換会でだしていただいて、今後ここを集中的に改善されるということで、良い計画になっていくという対話が行われていたとみております。素晴らしかったです。ただ一部の、残念ながら本当に限られた一部の方ですが、会場内で電話をしたり、私語をしながら会場内を歩き回ったりですとか、司会進行に対して乱暴な発言をするような問題行動が少しみられました。吹田市もこの事業も、一番頭に掲げておられるSDGsではコアなのは目標17のパートナーシップなんですね。ですからその対話の促進の意味で、このような対話を阻害するような行動を慎みながら、全ての今回の事業に参画する皆さんが直接的にコミュニケーションが継続するように期待しております。

会長

それでは、同じく午後の部に進行管理責任者として出席いただきましたD委員から、意見交換会の様子をお願いします。

D委員

午後の部ですが、意見として多かったものは、先ほどもありました交通混雑についての意見です。それから、歩道の拡幅に関して、下水道がある吹田市の敷地部分を活用して欲しいというような意見がありました。それから、施設供用後に何か問題が発生した時は、どのような対応を行うのかという意見がありました。もうひとつは、住民が事業者に対して不信感を持っている点があります。以前の意見交換会で話が出ました商業施設の要望を自治会として、している・していないの話に関して、今回の意見交換会の場で事業者からお詫びがありました。土曜日に解体工事を行う話のすれ違いもあり、全体的に住民は事業者に対して不信感を持っているという印象でした。そのようなことから、条例で罰則を設けることが出来ないかという発言がありました。

会長

それでは、さきほどの評価書案の内容も合わせまして、少しだけになりますが、時間を取らせていただいて、御意見、御質問をお伺いしたいと思います。

実は次の議題もございますので、恐縮ですが、5分程度とさせていただきます。評価書案の方も含めて、いかがでしょうか。

今日が、評価書案の第1回目ということになりますので、またこれは、おそらく色々、5分では到底終わるはずもないことなので、まずはメールで意見をまとめていただくというのがいいんじゃないでしょうか。

事務局（永井主査）

その件につきましては、もちろん、御意見、御質問をメールでお伺いいたしますので、また意見書の形で出していただいてもよろしいかと思えます。

会長

ここで、御意見をいただきますとね、意見はそれだけだと思われましても困りますので、文章なり、メールという文字の形で一旦、まとめていただく方がいいかなと思えますので、それでよろしいでしょうか。

それでは、御質問の方はそういう形で集めさせていただきます。それでは、本件に関する審議は一旦終了したいと思います。

続きまして、次第5に移りたいと思えます。事業者の方々には退出していただきまして、新たに説明を行う事業者の入室をお願い致します。

（事業者退出）

### <佐井寺西土地区画整理事業>

（事業者入室）

会長

それでは、次第5の審議事項、佐井寺西土地区画整理事業につきまして、事務局と事業者より説明をお願いいたします。

事務局（永井主査）

最初に、本事業の経緯及び本日の流れを御説明します。本事業は、令和2年9月に事業者である吹田市から環境影響評価書案が提出されました。同年11月に第1回目、翌年3月に第2回目の審査会を開催し、委員の皆様には事業計画や調査予測評価の結果等について御審議をいただきました。手続の進捗状況につきましては、資料3-1を御参照ください。こちらの資料の真ん中にある指差しマークのところが現在の位置です。本日は、前回の審査会において頂戴いたしました御意見に対する回答を事業者から説明していただきます。また併せて、工事の実施に伴う水質汚濁の予測、評価を行いましたので報告していただきます。水質汚濁につきましては、こちらの方からも御説明をいたします。この件、提案書の段階では評価の必要はないとしていたものですが、今回の計画地では工事中の濁水は計画地内の沈砂池などで処理はするものの、排水先が公共用水域、端的に言えば川になってお

ります。計画される濁水の処理が適切かどうか、やはり評価が必要ではないかということで、追加で予測・評価をいたしましたので、事業者から結果を報告いたします。この評価につきましては、評価書案への審査会意見で工事中の水質汚濁を評価するべきであるという御意見をいただいた上で、結果を評価書に掲載するという形でアセスメントに組み入れたいと考えております。

会長

それでは、事業者から説明をお願いします。

#### 吹田市地域整備推進室

先ほど説明のありましたとおり、水質汚濁の影響について、予測評価を進めてまいりましたので、お手元の資料3-2「工事の実施に伴う影響の予測・評価（水質汚濁）」に沿って説明させていただきます。

予測の概要は、表1に示すとおり、降雨時を対象としまして、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」で示された方法で、数値計算を行いました。仮設沈砂池の設置エリアは2頁の図1、今回の評価に用いた仮設沈砂池の規模と流域面積は3頁の表2に示すとおりになります。仮設沈砂池から放流された排水につきましては、下水道を経て、放流先の河川である上の川と高川に放流されます。その位置については、4頁の図3に示しております。赤のエリアが事業計画地であり、南の方にある千里山雨水1号幹線を通って、上の川の青いラインを通ります。また、西側の高川雨水牛が首南幹線を通りまして、春日排水区内の青いライン、高川に流れます。どちらも河川までは約1kmとなっております。資料の5頁からは、予測作業に関することを記載しております。一般的な予測をする場合は、「滞留時間に対するSS濃度の減少特性」、もしくは「水面積負荷に対するSS濃度の減少特性」という2つの手法を用いて行うのですが、両手法とも予め土壌沈降試験という、沈降速度を測定した試験の結果が必要になります。本事業では、その土壌沈降試験を行わずに、近隣の建設工事の現場でのデータを引用しまして、両方の手法を用いて算出しました。なお、引用した既存資料は、吹田市の過去の環境影響評価書であり、十分信頼性のあるものと考えております。予測に当たっては、過去の環境影響評価書と同じ手法で行うこととして、「滞留時間に対するSS濃度の減少特性」を用いた予測を基本としておりますが、「水面積負荷に対するSS濃度の減少特性」についてもデータを示されている事例がありましたので、参考として、そちらの手法を用いた予測も行いました。

予測結果については、11ページ表4に示すとおりであり、沈降特性曲線から算出したSS濃度は、18.7～24.2 mg/L程度になります。また、水面積負荷は0.006～0.025mm/秒であり、この水面積負荷と図6から算出したSS濃度は、21.8～39.6 mg/Lとなっております。これらの数値等を用いまして、12ページに評価結果を示しております。工事の影響による水質汚濁の評価目標は、表5に示しますとおりであり、評価の基準値は、既存資料から得られた降雨時の公共用水域でのSS濃度と、「吹田市第3次環境基本計画」に定められている目標に基づいて、表6に示すとおり設定しました。工事の影響による水質汚濁の予測結果は、表4に示したとおりですが、沈降特性曲線を用いた予測、水面積負荷を用いた予測ともに、公共用水域における降雨時のSS濃度（32～46 mg/L）と同程度以下、また、

吹田市の目標値から設定した評価の基準値（目標類型D：100 mg/L）を大きく下回っております。さらに、工事に当たっては、濁水の排出を抑制するために、12ページの下段に書いております①～③の環境取組を実施しまして、工事による影響を最小限にとどめるようにする計画です。以上のことを踏まえまして、本事業に伴う工事の実施が事業計画地周辺の水質汚濁に及ぼす影響については、環境への影響を最小限にとどめるよう配慮されていることから、評価目標を満足するものと考えています。

引き続き、資料3-3、前回の審査会でいただいた御意見、御質問、その後いただいた御意見に対する事業者見解を御説明させていただきます。1-13では、都市計画道路の通行区分について御質問をいただいております。都市計画道路については、自転車の通行区分が明示できるように整備してまいります。1-14では、避難所について御質問をいただきました。事業計画地に新たに避難地を設ける計画はありませんが、都市計画道路の整備により、事業計画地外の避難地への良好なアクセスが確保できるものと考えております。1-15では、里山環境の復元やグリーンインフラの整備について御意見をいただきました。事業者が考える里山環境とは、花が咲き、実がなり、昆虫類や鳥類を呼び込むことができる生物多様性の高い雑木林を指しております、これを復元することを目標としています。また、グリーンインフラについては、都市計画道路の植栽柵部分や公園・緑地の一部に緑の道、雨庭、保水性舗装等を、別紙1に示すとおり整備する計画です。

別紙1を御覧ください。本事業におけるグリーンインフラの取組方針として、「公園整備等に自然環境の多様な機能を導入すること」「多様な主体とのパートナーシップによるみどりのまちづくり“グリーンコミュニティ”の推進」「時間の経過とともに変化する自然環境を踏まえた順応的取組」の3つを設定しております、これらの取組方針に基づいてグリーンインフラを整備し、雨水貯留浸透機能の向上、ヒートアイランド現象の緩和、緑陰や生物の生息・生育の場の創出等を図ってまいります。本事業は土地区画整理事業であり、公共施設として確保できる面積には限りがありますが、御理解いただきますようお願いいたします。

1-16では、市としての全体的な計画の中での緑地の位置付けについて御意見をいただきました。緑被率については、「吹田市第2次みどりの基本計画」において、「千里山・佐井寺地域の将来目標値」として地域で28%以上を確保することが示されています。本事業においては、事業者が整備できる緑地は公園及び緑地等の公共用地に限られますが、本基本計画の目標に寄与できるよう取組んでまいります。そのために、「緑地協定等による民地のみどりの確保」や地権者が営農の継続を希望される場合の支援を積極的に行ってまいります。1-17では、復元する里山環境の整備面積や配慮方針について、御質問をいただきました。整備面積は、2号緑地の約1,800㎡及び2号公園の約2,900㎡の一部とする計画です。面積や今後の配慮方針等は、別紙2の左上に記載のとおりです。

別紙2の説明をさせていただきます。前回の審査会でいただいた御意見を踏まえて、別紙2表面の断面図に記載している樹種を変更しております。この図は、事業者の案ですので、今後、具体化に向けて管理者協議を行いますので、変更が生じる場合があります。また、樹木の密度が低くなっていますが、高密度に植栽すると水分不足等で枯死する可能性が高くなることや、長期的には樹木が生長することを考慮しております。原則として、現

地調査で確認された在来種を用いることとして、年に2回の草刈り管理等を基本とした、適切な維持管理を行う計画です。

1-18、1-19では、緑地協定について御意見をいただきました。緑地協定等による民地のみどりの確保については、今後、事業の初期段階に実施する仮換地指定に向けた協議の中で、大規模開発事業者も含めた地権者の意向を伺います。その上で、それぞれの意向や土地利用計画に応じて緑地協定の啓発、誘導を行い、土地利用に反映されるように努めます。1-20では、グリーンインフラの計画案の提示について、御意見をいただきました。こちらについては、先ほど別紙1で御説明したとおりになります。1-21では、吹田市の強靱化地域計画でのグリーンインフラの位置付けについて、御質問をいただきました。「吹田市強靱化地域計画」では、グリーンインフラの位置付けに関する記載は、特にありませんが、雨水貯留浸透機能を持つグリーンインフラは、内水氾濫リスクの低減やヒートアイランド現象の緩和に寄与するものですので、本事業において積極的に採用したいと思っております。1-22では、再生可能エネルギーの活用についての具体的な導入目標・方針について、御質問をいただきました。2021年に策定された吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画では、2050年までに市域の年間温室効果ガス排出量を実質ゼロにするとしていますが、まちづくりに当たっては、大規模開発事業者も含めた地権者に対して、吹田市の上位計画に基づいて、再生可能エネルギーの利用を啓発していきます。1-23では、調整池について、御質問をいただきました。調整池の規模は、安威川流域河川における「100年確率降雨である5時間175mm、1時間最大90mm」という基準に基づいて検討していますので、ゲリラ豪雨と言われる都市型集中豪雨に対しても対応できる余裕ある計画となっています。1-24、1-25では、調整池にたまった水の処理について、御質問と御意見をいただきました。調整池に流入した雨水は、分流式下水道に放流します。その後、雨水は、下水道を約1km流下し、上の川、高川に流入します。事業計画地は分流式下水道を採用している区域であるため、処理場での処理は行いませんが、泥溜め、スクリーン等を設置し、土砂やごみが河川に流れにくくなるように対策を講じてまいります。

続きまして、9-20では、ヒメボタルの移動について、御意見をいただきました。ヒメボタルについては、昆虫類の専門家である大阪府立大学 平井教授へのヒアリングと、地元でヒメボタルの保全活動をしている団体との協議を行い、助言をいただきました。ヒメボタルを移動させても移動先で定着させるのは困難であることから、事業計画地のヒメボタルについては移動を行わず、環境影響評価書案に記載したとおり、事業計画地外で確認されているヒメボタルの生息環境に対し、夜間照明等による影響を低減する環境取組を実施したいと思っております。9-21では、環境DNA分析について、御質問をいただきました。捕獲調査では確認されたものの環境DNA分析では検出されていない種がありますが、DNA分析では種までの同定が困難なものがあることに加え、偶発性もあり、必ずしも全種が検出されるとは限りません。御了承いただければと思っております。御指摘いただいた資料には重要種の位置情報が含まれておりますので、一般の方の目に触れることはないと思っております。9-22では、動物の移動先候補である牛ヶ首池と春日大池について、御質問をいただきました。牛ヶ首池と春日大池は、池の水際の地形が急に深くなっていて浅場が少ないため、保全対象種となっている重要種の生息には適していないと考えております。9-23では、動物の移動先候補である菩提池と垂水上池公園について、御意見をいただきました。

ある程度の大きさがある池でミシシippアカミミガメが生息していない場所を選定するのは難しいと考えておりますが、改めて移動先の検討を進めます。9-24では、御意見をいただきました文化財保護課の担当者と協議を行っており、引き続き必要に応じた対応をまいります。

11-5では、公園・緑地の樹種等について、御意見をいただきました。E委員、F委員の御意見に加え、先ほどもお名前が挙がった平井教授の御意見も踏まえて、別紙2のとおり見直しを行いました。ササについては積極的に導入しないこととします。引き続き、生物多様性の高い雑木林の復元を目標とし、検討を進めていきます。11-6では、現状の地形を残せないか、との御質問をいただきました。2号緑地は、都市計画道路を建設するために14～15m程度、地盤を切り下げる必要があるため、現在の地形をそのまま残すのは困難となります。

14-2では、文化財保護課から、埋蔵文化財の取り扱いについて、協議の依頼がありましたので、引き続き協議を進めてまいります。

15-6では、南千里駅前交差点の交通処理について、御質問をいただきました。交差点需要率の予測では、自転車を含む横断歩行者による自動車交通への影響が大きくなるように、横断歩行者によってその青信号時間のうち左折車の通行が低減する割合を設定しています。これらの低減率以外に、歩行者用青信号が終了した後に、自動車用青信号が10秒設定されていること等を計算条件として、交差点需要率や交差点の流入部別、車線別の混雑状況を予測した結果、交通処理能力が流入交通量を大幅に上回っており、交差点各流入部の交通量が円滑に処理できるものと考えております。15-7では、誤記の指摘をいただきましたので、御指摘のとおり資料の修正をいたしました。

16-2、16-3では、動植物の事後調査の期間について、御意見をいただきました。動植物・生態系の調査については、3年間のモニタリング結果をとりまとめて報告した結果、4年後及び5年後の調査が必要と判断された場合は、4年後以降の調査実施を検討してまいります。

会長

ありがとうございました。それでは、事業者からの御説明につきまして、何か御意見・御質問等はございますでしょうか。

E委員

里山環境については、全然この回答では納得していませんけど、やむを得ないというのであれば、できるだけその面積を確保していただきたい。里山環境はすぐできないので、木を植えたらすぐに里山になるというものではないので、やっぱり20～30年先を見ないと復元できないと思うんですよ。その長期の見通しを立ててやっていただきたいと思います。

それから、ヒメボタルは移動しても無理だという話ですけど、それなら、今、吹田で残っている場所を保全していただきたいと思います。その他、最後の移動する場所もなくなってしまうので、できるだけ残っている場所は保全していただきたいと思います。それから、水生の昆虫に関しても、5ページの9-23でミシシippアカミミガメが多く生息しているということなんですけれども、これは特定外来生物に指定される見込みになったので、

むしろそれは駆除してはどうかと思うんですけど。そして、そこへ移動させるというふう  
に考えたらいいかなと思います。これだけ開発してしまうので、もうほとんど生物が生息  
できる場所がなくなってしまうので、今あるところをきちんと保全していただきたいなど  
思います。

会長

事業者、御意見いかがでしょうか。

吹田市地域整備推進室

里山環境ということで、我々の見解の中にも挙げさせていただいておりますが、区画整  
理事業ということで、一定の面積を減歩で確保していこうという中で、現状が手つかずの  
自然が残っていたというところもあろうかと思っておりますので、そこに復元する里山環境が面  
積的に小さいのではないかという御意見かと思うんですけども、20～30年という長い視  
点に立って考えてはどうかという御意見を踏まえて、植栽につきましても、多様な生物環  
境ができるような、形で進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

ヒメボタルの残っている場所の保全については、可能な限り努力してまいります。水生  
昆虫、ミシシippアカミミガメに関する御意見もございましたが、それについては環境政  
策室ともお話ししながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

E委員

ヘイケボタルはどうなりますか。

吹田市地域整備推進室

ヘイケボタルにつきましては、今、移動できる場所を探していこうと努力しておりま  
す。よろしく願いします。

会長

今の段階でどこまで対応できるかというのはあるかと思っておりますけれども、今、E委員がお  
っしゃっていただいた、例えば、ヒメボタルの問題であるとか、ミシシippアカミミガメ、  
ヘイケボタルについてですが、それは何らかの形で事後の報告はしていただけるんですか  
ね。他にも検討中という事項があったように思いますが。

吹田市地域整備推進室

現段階で検討中の事項については、必ず報告するべきだと思っております。その機会と  
しては、事後調査報告のタイミングが妥当と思っております。

会長

はい。わかりました。他、いかがでしょうか。



よろしければ、次の審査会意見（案）ですね。そちらの方の御説明をうかがいたいと思います。次第5（3）番ですね。審査会意見（案）について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局（永井主査）

これまでに委員の皆様その他、市の関係部局、住民の方々から様々な御意見を頂戴してまいりました。事務局としまして、それらをもとに資料3-4の審査会意見（案）を作成いたしました。意見（案）は、審査会での審議を経て、審査会意見として答申いただき、それをもとに作成した市長意見書を事業者に示し、万全の環境配慮をしていただくよう、手続を進める予定としております。こちらにつきまして、今から御審議をお願いしたいと思います。それでは、資料3-4を御覧ください。

前書きの後半に書いてありますように、今回のアセスメントの案件につきまして、本事業は、計画地に残存する自然環境の多くが消失してしまう計画になっております。ですので、動植物、生態系、緑化等につきまして、本審査会において、たくさん御意見をいただいております。また、そのために効果的な配慮を求めていきたいと思っておりますので、それにつきましては記書きのところにまとめております。同時にこちらの計画は大変広範囲にわたって土地を改変する事業となっておりますので、アセスメントの審査にあたりましては、今後のまちづくりに向けてのビジョンや計画についても意見を多数いただいております。ですので、前書きの一番最後のところで、地区の将来像についての長期的なランドデザインに基づいて、計画から事業実施、供用後に至るまで、持続可能なまちづくりの推進を継続的に行うことを要望するとしております。

記書きは個別の対応ということになります。まず、先程御説明いたしました水質汚濁につきまして、こちらについては評価書案への意見という形で評価を求めまして、基準とともに結果を評価書に記載するように要望しております。動植物につきましては、まず現況調査につきまして、後半御意見をいただいております昆虫類が最も多く見られる6～7月、夏季についても調査をするようにということで、調査を追加しまして評価書に記載することとしております。また、先ほどもお話がありましたように事業の実施に伴って、生息地が失われる貴重な動物や植物につきまして、その保全方法というのはいろいろ御意見もごございます。専門家や地域で保全活動をする団体等の助言を取り入れまして、種類ごとに移動、移植や生息環境の保全等、適切な保全措置を講じるように努めることとしております。また、事後調査につきましても、これも先ほども御意見ありましたが、動植物の調査については評価書案では3年となっておりますが、種類によっては3年の調査では判断が難しいので、さらに長期間の調査も検討することとしております。生態系につきましては、今回、生態系の保全のために里山環境を再生するような緑地というのをつくることになっております。その内容につきましては、具体的に評価書に記載することとしております。また、里山環境を再生するに当たりましては、やはり限られた範囲ということになりますので、それだけに、その植栽等については精査いたしまして、より良い動植物の生息や生育環境の創出に努めることとしております。また、里山環境の維持には、長期的な管理が不可欠ということになります。その維持管理の体制については、十分検討して整理すること、また、事後調査を行うことになっておりますので、その結果をフィードバック

して、維持管理について改善に努めるように求めています。これにつきましても、事後調査の際には、適切なモニタリングとして指標種を設定する等の御意見がありました。適切なモニタリングを行いまして成果を確認することというのも付け加えております。

また、緑化につきましても多くの御意見をいただいております。近年、緑化に様々な機能を持たせるグリーンインフラという新しい考え方がございます。この審査会でも、御意見が出ておりました。今回、道路や公園・緑地の整備に当たりましては、このグリーンインフラという考え方をできるだけ取り入れまして、緑化だけではなく、それ以外の様々な効果も検討することとしております。また、事業計画地の大部分は最終的に私有地になります。ですので、計画地内の私有地において、事業実施後も緑地面積を確保するということが、生態系維持やヒートアイランド対策等いろいろなことのために重要であると考えております。事業主がその用途を決めることができないだけに、私有地内でも緑地が確保されますように、早期のうちに緑地協定の締結を促進する等、私有地での緑地確保に努めることを求めています。審査会の意見としてまとめましたのは以上です。

会長

ただいまの御説明ですけれども、いかがでしょうか。御意見、御質問お願いいたします。

副会長

文章の書き方ですが、3生態系（1）ウについて、「また、事後調査で・・・」ということが出ております。これは、後ろに持っていった方がいいのではないかと思ったのですが。例えば、「適切なモニタリングを行って、その結果をフィードバックし、その成果をもとに改善に努めること」とする等、事後調査を後ろにした方が文章としては良いように思うのですが、どうでしょうか。

事務局（永井主査）

はい。おっしゃるとおりです。それでは、ウの後半を（2）アの後ろに付けて、モニタリングの結果をフィードバックして改善に活かすという形で文章を修正したいと思います。

会長

では、そのように修正をしたいと思います。他はいかがでしょうか。

B委員

E委員のさっきのコメントに重ねて、中身の修正ではないんですけれども、今年の生物多様性条約の第15回締約国会議が今年10月に中国(昆明)で開かれるじゃないですか。そこで、「ポスト愛知」の目標を改定して、2030年目標というのが出てきて、今のところ国際会議のトレンドを見ていると、陸域で保護区30%越えくらい出てきそうな雰囲気が出ているんですよ。30~35%とかね。この事業は、実はそこはかなり逆行していて、緑の確保の話じゃないですか。国際条例としては、保護区が30%というレベルで話が進んでいるというのがあるので、吹田市への大きなメッセージとして、今後そういうトレンドがあるのだという、吹田市の中で新しく保護区とかを生み出すのも求められて、緑地とか陸域の生物多

様性の重要なところを生み出すのも求められているというのが大事な論点だということを、書かなくていいですけども、話をさせてください。

会長

他にいかがでしょうか。

E委員

アセスと関係ないですけど、今、B委員が言われたように、生物多様性がものすごく重要になってきているのに、吹田市として生物多様性の地域戦略を作らないといけないのではないかなと思います。市長は広域で作ったらいいと言っていますが、広域で誰が音頭を取ってやるのかという話が進んでいないので、最初からそう言い続けているのに話が進んでいないので、この機会に生物多様性の地域戦略を吹田市独自で作らないといけないと思います。広域で作るのも必要かもわからないが、吹田には吹田の環境があるのでそれに合わせて作らないと意味がない。それだけお願いいたします。関係ない話で申し訳ないです。

会長

両先生から大変貴重な御意見をいただいておりますので、これについては、この意見(案)にすぐ反映することは現状では難しいかも知れませんが、将来的な話、近い将来について考えていただいて、吹田市としてもそのあたりを取組んでいただきたいと、これは個人的な意見でございます。

それでは、これでこの審査会意見(案)の審議を終わらせていただきます。今後の本案件の審査会答申作成までの流れにつきまして、事務局から御説明申し上げます。

事務局(永井主査)

それでは、審査会意見(案)に本日いただいた修正を加えまして、会長、副会長に最終の御確認をいただきまして、本事業の評価書案に係る審査会意見を答申とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、今後のことでございますけれども、事務局の御説明のとおり、一部修正をさせていただきます。最終的には私と副会長で確認をさせていただいて答申を作成させていただければと思います。よろしいでしょうか。では、最終的にはお任せいただくということで、よろしく願いいたします。

途中、本来は口頭で議論すべきところをメール審議ということにさせていただきましたので、事務局の方からまた御案内があるかと思っておりますので、ぜひ御意見をお寄せください。よろしく願いいたします。それでは今日の審査会、終了させていただきます。